平成２６年（フ）第３０９３号
大阪府高槻市東五百住町３丁目12番18号、前住所広島市佐伯区三宅４丁目２番16―206号
債務者　朝稲　英子
1　決定年月日時　平成26年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１８５号
函館市神山１丁目10番３―206号　リュミエール神山
債務者　西　裕一
1　決定年月日時　平成26年７月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
函館地方裁判所

平成２６年（フ）第２０２号
函館市神山３丁目63番５号
債務者　石塚　弘志
1　決定年月日時　平成26年７月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
函館地方裁判所

平成２６年（フ）第５２号
島根県大田市大田町大田ロ687番地
債務者　渡辺　正志
1　決定年月日時　平成26年７月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
松江地方裁判所出雲支部

平成２５年（フ）第３８５号
埼玉県羽生市大字今泉175番地３
債務者　米川　貴
1　決定年月日時　平成26年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月17日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２５年（フ）第３８６号
埼玉県羽生市大字今泉175番地３
債務者　米川　直子
1　決定年月日時　平成26年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月17日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２６年（フ）第２０４号
愛知県高浜市論地町２丁目８番地17
債務者　藤本　充生
1　決定年月日時　平成26年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月17日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２６年（フ）第２０８号
愛知県安城市橋目町茶臼36番地１　桜303、前住所愛知県安城市東栄町６丁目20番地５　サンコートヒサダ305
債務者　池田アエンデルこと　ＩＱＵＥＤＡ　ＡＥＮＤＥＲ　ＩＯＳＨＩ
1　決定年月日時　平成26年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月17日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２６年（フ）第２１０号
愛知県岡崎市上和田町字ヒソ畑35番地１　コーポいわお103、前住所愛知県岡崎市羽根町字五反畑５番地３
債務者　加藤　典夫
1　決定年月日時　平成26年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月17日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２６年（フ）第２２９号
愛知県岡崎市欠町字三田田北通18番地１　ビバエスペランサ205
債務者　斉藤　義一
1　決定年月日時　平成26年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月17日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２６年（フ）第６６７号
埼玉県川口市大字西新井宿952番地の３　高橋方
債務者　中村たまゑ
1　決定年月日時　平成26年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月18日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第７１２号
さいたま市大宮区大成町１丁目534番地　ビーインズ大宮202、旧住所埼玉県上尾市大字原市344番地６　スム原市寮ルミネⅡ―206
債務者　中西　正
1　決定年月日時　平成26年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月18日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第２９５号
埼玉県春日部市上蛭田146番地１　レクシオ春日部豊春102
債務者　酒井　弘明
1　決定年月日時　平成26年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月18日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第３００号
埼玉県越谷市大字大林292番地１
債務者　鈴江　綾子
1　決定年月日時　平成26年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月18日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第１９２号
埼玉県深谷市上野台2352番地　ダイアパレスＢＷ深谷731号
債務者　大野摩利子（旧姓島野）
1　決定年月日時　平成26年７月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月18日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２６年（フ）第１９４号
埼玉県大里郡寄居町大字富田1730番地６　コーポほりぐち201、旧住所埼玉県大里郡寄居町大字小園211番地１　コンフォート石田202
債務者　小野　和幸
1　決定年月日時　平成26年７月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月18日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２６年（フ）第１００号
岡山県井原市美星町黒忠4130番地
債務者　山室　昭二
1　決定年月日時　平成26年７月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月18日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係